

池田町・地方創生戦略町民会議設置要綱

(設置)

第1条 池田町地方創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び効果の検証、評価のため、池田町・地方創生総合戦略町民会議（以下「町民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 町民会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の効果の検証、評価に関する事項
- (3) その他地方創生に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 町民会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等の役職員
- (3) 金融機関関係者
- (4) 産業関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 福祉関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 町民会議に委員長及び副委員長を置き、町長が指名する。

2 委員長は、町民会議の議事を運営する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から、令和2年11月30日までとする。

(会議)

第6条 町民会議は、委員長が招集する。

2 町民会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 町民会議は、原則として公開により行うものとする。ただし、次の各号の

いずれかに該当する場合であつて、町民会議が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 池田町情報公開条例（平成 28 年池田町条例第 38 号）第 7 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 町民会議を公開することにより公正かつ円滑な町民委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

4 町民会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(報酬)

第 7 条 委員の報酬は次の各号とおりとす。

(1) 委員長の日当 50,000 円

(2) 委員の日当 2,500 円

(庶務)

第 8 条 町民会議の庶務は、総務財政課において行。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、町民会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 1 月 20 日から施行する。